

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

目次	
第一章 総則（第一条～第五条）	第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 人事機関（第六条～第十二条）	第二章 人事機関（第六条～第十二条）
第三章 職員に適用される基準	第三章 職員に適用される基準
第四章 通則（第十三条・第十四条）	第四章 通則（第十三条・第十四条）
第五節 分限及び懲戒（第二十七条～第二十九条の二）	第五節 分限及び懲戒（第二十七条～第二十九条の二）
第六節 服務（第三十条～第三十八条）	第六節 服務（第三十条～第三十八条）
第七節 研修（第三十九条・第四十条）	第七節 研修（第三十九条・第四十条）
第八節 福祉及び利益の保護（第四十一条～第五十一条の二）	第八節 福祉及び利益の保護（第四十一条～第五十一条の二）
第一款 厚生福利制度（第四十二条～第四十四条）	第一款 厚生福利制度（第四十二条～第四十四条）
第二款 公務災害補償（第四十五条）	第二款 公務災害補償（第四十五条）
第三款 勤務条件に関する措置の要求（第四十六条～第四十八条）	第三款 勤務条件に関する措置の要求（第四十六条～第四十八条）
第四款 不利益処分に関する審査請求（第四十九条～第五十一条の二）	第四款 不利益処分に関する審査請求（第四十九条～第五十一条の二）
第九節 職員団体（第五十二条～第五十六条）	第九節 職員団体（第五十二条～第五十六条）

現 行

目次	
第一章 総則（第一条～第五条）	第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 人事機関（第六条～第十二条）	第二章 人事機関（第六条～第十二条）
第三章 職員に適用される基準	第三章 職員に適用される基準
第四章 通則（第十三条・第十四条）	第四章 通則（第十三条・第十四条）
第五節 分限及び懲戒（第二十七条～第二十九条の二）	第五節 分限及び懲戒（第二十七条～第二十九条の二）
第六節 服務（第三十条～第三十八条）	第六節 服務（第三十条～第三十八条）
第七節 研修（第三十九条・第四十条）	第七節 研修（第三十九条・第四十条）
第八節 福祉及び利益の保護（第四十一条～第五十一条の二）	第八節 福祉及び利益の保護（第四十一条～第五十一条の二）
第一款 厚生福利制度（第四十二条～第四十四条）	第一款 厚生福利制度（第四十二条～第四十四条）
第二款 公務災害補償（第四十五条）	第二款 公務災害補償（第四十五条）
第三款 勤務条件に関する措置の要求（第四十六条～第四十八条）	第三款 勤務条件に関する措置の要求（第四十六条～第四十八条）
第四款 不利益処分に関する審査請求（第四十九条～第五十一条の二）	第四款 不利益処分に関する審査請求（第四十九条～第五十一条の二）
第九節 職員団体（第五十二条～第五十六条）	第九節 職員団体（第五十二条～第五十六条）

第四章 補則（第五十七条～第五十九条）
第五章 罰則（第六十条～第六十五条）

附則

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。（略）

3 2 （略）

一（二の二）（略）

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四（六）（略）

（条件付採用）

第二十二条 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方

第四章 補則（第五十七条～第五十九条）
第五章 罰則（第六十条～第六十五条）

附則

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。（略）

3 2 （略）

一（二の二）（略）

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（新設）

四（六）（略）

（条件付採用及び臨時の任用）

第二十二条 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、条件付採用の期間を

公共団体の規則)で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二条の二 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七条の二

第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選

年に至るまで延長することができる。

人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合

、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿(第二十一条第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。)がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合においては、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することは

できない。

前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。

人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。

この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することとはできない。

臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

前五項に定めるものの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。

(新設)

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二条の二 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七条の二

第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選

考によるものとする。

- 一 一會計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「會計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務をする職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
- 二 會計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務をする職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの
- 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
- 会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
- 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たつては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
- 会計年度任用職員に対する前条の規定については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(臨時的任用)

第二十二条の三	人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿(第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。)がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
2	前項の場合において、人事委員会は、臨時的に任用される者の資格要件を定めることができる。
3	人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
4	人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務をする職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
5	臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。
6	前各項に定めるもののほか、臨時に任用された職員に対しても、この法律を適用する。

(給与に関する条例及び給与の支給)
第二十五条 (略)

(新設)

(給与に関する条例及び給与の支給)
第二十五条 (略)

			第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。）に採用することができる。
2		2	前項の規定により採用された職員については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。
	(略)	3	(略)

		第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常に比し短い時間であるものをいう。第三項及び次条第二項において同じ。）に採用することができる。	
2		2	前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。
	(略)	3	(略)

に當利企業等（當利企業及び當利企業以外の法人（国、
国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十
一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法
人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同
じ。）の地位に就いては、（退職手当通算予定職員で
あつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に
就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員
の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十
一条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者
」といふ。）は、離職前五年間に在職してはいた地方公共
団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の
附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理
に属する機関の總体をいう。第三十八条の七において同
じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合に
は、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは
特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関
の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政
法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類
する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地
方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この
条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び
第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該
地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該
子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものを
いう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請
負その他の契約又は当該當利企業等若しくはその子法人
に對して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号
）第二条第二号に規定する处分に関する事務（以下「契
約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に屬

じ。)であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)の地位に就いて続いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き継いで退職手当通算法人の地位に就いている者及び公的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。)の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。)若しくは議会の事務局(事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。)の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員(以下「役職員」という。)又はこれらに類する者として人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条(第七項を除く。)、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。)で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する处分に関する事務(以下「契約等事務」とい

するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

258 (略)

(人事行政の運営等の状況の公表)
第五十八条の二 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2・3 (略)

(削除)

う。）であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

258 (略)

(人事行政の運営等の状況の公表)
第五十八条の二 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2・3 (略)

附則

(特別職に属する地方公務員に関する特例)
21 第三条第三項各号に掲げる職のほか、地方公共団体が

緊急失業対策法を廃止する法律（平成七年法律第四号）の施行の際現に失業者であつて同法の施行の日前二月間に十日以上同法による廃止前の緊急失業対策法昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項の失業対策事業に使用されたもの及び総務省令で定めるこれに準ずる失業（以下「旧失業対策事業従事者」という。）に就業の機会を与えることを主たる目的として平成十三年三月三十日までの間に実施する事業のため、旧失業対策事業従事者のうち、公共職業安定所から失業者として紹介を受けて雇用した者で技術者、技能者、監督者及び行

政事務を担当する者以外のものの職は、特別職とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第
号）による改正後の規定
(平成三十年四月一日施行)

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

（新設）

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は

委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

(2) 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別勤務手当、定期制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）又は退職手当を支給することができる。
(略)

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

第二百五条 第二百四条第一項の者は、退職年金又は退職一時金を受けることができる。

委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

(2) 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別勤務手当、定期制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）又は退職手当を支給することができる。
(略)

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

第二百五条 第二百四条第一項の職員は、退職年金又は退職一時金を受けることができる。

（傍線部分は今回改正部分）

改
正
案

第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十二年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、单身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）のとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管

理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別勤務手当、特定任期付職員業績手当、退職手当特別手当、管

第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十二年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、单身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）のとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管

理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別勤務手当、特定任期付職員業績手当、退職手当特別手当、管

（平成二十九年四月一日施行）

退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準法に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬、職務を行ふため要する費用の弁償及び期末手当（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準法に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行ふため要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（附則第六条関係）

(傍線部分は今回改正部分)

れる職員」とする。

2
・
3
（略）

（条件付任用）

第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二条に規定する採用については、同条中「六月」とあるのは「一年」として同条の規定を適用する。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十条に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法第二十二条（同法第二十二条の二第七項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつている者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同法第二十二条の規定は適用しない。

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条（略）
前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

2
・
3
（略）

（条件付任用）

第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用については、同条中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十条に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法第二十二条第一項（前項の規定により正式任用になつている者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同条同項

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条（新設）
前項の場合は、人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（附則第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当）
 第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる定時制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教員（教諭、養護教諭、助教諭、養護教諭及び講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定めることとする。）

現 行

（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当）
 第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる定時制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教員（教諭、養護教諭、助教諭、養護教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。）

一・二（略）

○ 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）（附則第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。</p>

（傍線部分は今回改正部分）

<p>改 正 案</p> <p>（委員の服務等）</p> <p>第四十二条 地方公務員法第三十条から第三十四条まで及び第三十八条第一項本文の規定は、委員の服務について準用する。ただし、都道府県知事は、委員が同項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることが、同項に規定する許可を与えるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>現 行</p> <p>（委員の服務等）</p> <p>第四十二条 地方公務員法第三十条から第三十四条まで及び第三十八条第一項の規定は、委員の服務について準用する。ただし、都道府県知事は、委員が同法第三十八条第一項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることが、同項に規定する許可を与えるものとする。</p> <p>（略）</p>
--	--

○ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五条号）

（附則第九条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（適用除外） 第四条 前条の規定による臨時的任用については、地方公務員法第二十二条の三第一項から第四項までの規定は適用しない。	（適用除外） 第四条 前条の規定による臨時的任用については、地方公務員法第二十二条第二項から第五項までの規定は適用しない。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（附則第十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

附則 第六章 雜則（第五十六条—第六十三条）	第三節 共同学校事務室（第四十七条の四） 学校運営協議会（第四十七条の五） 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（）	第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十一条の三）	第一節 教育機関 通則（第三十条—第三十六条）	第二章 教育委員会の設置及び組織 第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条—第十六条）	第一章 総則（第一条—第一条の四）	目次 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 附則
------------------------------	---	----------------------------------	-------------------------------	---	----------------------	--

附則 第六章 雜則（第五十六条—第六十三条）	第三節 共同学校事務室（第四十七条の四） 学校運営協議会（第四十七条の五） 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（）	第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十一条の四）	第一節 教育機関 通則（第三十条—第三十六条）	第二章 教育委員会の設置及び組織 第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条—第十六条）	第一章 総則（第一条—第一条の四）	目次 第一章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 附則
------------------------------	---	----------------------------------	-------------------------------	---	----------------------	--

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）による改正、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正及び義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正後の規定（平成二十九年四月一日施行予定）

第四条（任命）
2 ↳ 4 （略）

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようしなければならない。

（県費負担教職員の任用等）
第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかるわらず、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二条（同法第二十二条の二第七項及び教育公務員特例法第十二条第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用につけては、

第四条（任命）
2 ↳ 4 （略）

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の六第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようしなければならない。

（県費負担教職員の任用等）
第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかるわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十七条、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二条（同法第二十二条の二第七項及び教育公務員特例法第十二条第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用につけては、

公務員法第二十二条の規定は、適用しない。

42・3 第四十三条（略）
（服務の監督）

都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、技術的な基準を設けることができる。

（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用）
第四十七条の二 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかると、その任命に係る市町村の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この項において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び同法第二十二条の二第一項各号に掲げる者を除く。）に限る。）で次各号のいずれにも該当するもの（同法第二十八条第一次各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができる。

42・3 第四十三条（略）
（服務の監督）

都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは第四十七条の三第一項の規定により都道府県が制定する条例若しくは同条第二項の都道府県の定めの実施について、技術的な基準を設けることができる。

（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用）
第四十七条の二 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかると、その任命に係る市町村の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この項において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）に限る。）で次各号のいずれにも該当するもの（同法第二十八条第一次各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができる。

2
一・二
(略)

(削除)

2
(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)
第四十七条の三 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この条において同じ。）町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（後期課程に定時制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）のみを置くものに限る。）又は特別支援学校に非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一条第一項において同じ。）（高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担任する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があると認めるとときは、都道府県委員会に對し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。
前項の規定による求めに応じて派遣される職員（第四項において「派遣職員」という。）は、派遣を受けた市

2
一・二
(略)

2
(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)
第四十七条の三 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。
この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定めの適用があるものとする。

2
(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)
第四十七条の四 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この条において同じ。）町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（後期課程に定時制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）のみを置くものに限る。）又は特別支援学校に非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一条第一項において同じ。）（高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担任する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があると認めるとときは、都道府県委員会に對し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることがある。
前項の規定による求めに応じて派遣される職員（第四項において「派遣職員」という。）は、派遣を受けた市

				町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当（地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費）は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。
2 ・ 3 （略）	（中等教育学校を設置する市町村に関する特例）第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項及び附則第二十八条において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下の条及び附則第二十八条において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。	第四節 共同学校事務室 第四十七条の五 （略）	第三節 学校運営協議会 第四十七条の四 （略）	第三節 学校運営協議会 第四十七条の五 （略）
2 ・ 3 （略）	（中等教育学校を設置する市町村に関する特例）第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項及び附則第二十八条において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下の条及び附則第二十八条において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。	第四節 共同学校事務室 第四十七条の六 （略）	第三節 学校運営協議会 第四十七条の五 （略）	第三節 学校運営協議会 第四十七条の六 （略）

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（附則第十二条関係）

(傍線部分は今回改正部分)

六 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

2 第十七条 (略)

第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く講師(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。

六 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

2 第十七条 (略)

第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（附則第十二条
関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）</p> <p>第二十三条　（略）</p> <p>2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く講師（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。</p>	<p style="text-align: right;">（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）</p> <p>第二十三条　（略）</p> <p>2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。</p>

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第二百十号）（附則第十三条関係）

(傍線部分は今回改正部分)

		改 正 案	現 行
第六条	（育児休業に伴う任期付採用及び臨時の任用）	第六条	（育児休業に伴う任期付採用及び臨時の任用）
任命権者は、第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法により当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、一年を超えて行うことができない。	任命権者は、第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求に係る期間に満たない場合には、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。	任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求に係る期間に満たない場合には、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。	任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が第二条第二項又は第三条第一項の規定による請求に係る期間に満たない場合には、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
一・二	（略）	一・二	（略）
3 2	（略）	3 2	（略）
4 · 5	（略）	4 · 5	（略）
6 4	第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、地	6 4	第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、地
方公務員法第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。	方公務員法第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。	方公務員法第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。	方公務員法第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用）	（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用）	（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用）	（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用）
第十八条	（略）	第十八条	（略）
2 (5) (削除)	（略）	2 (5) (削除)	（略）

6

任命権者が第一項又は前項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十八条の五第五項の規定は、適用しない。

7

第一項の規定の適用については、同項中「非常勤職員」とあるのは、「非常勤職員（地方公務員の育児休業等にとある法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員を除く。）」とす

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（特定法人の業務に従事するため退職した者の採用）

第十条 任命権者と特定法人（当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結された取決めに定められた内容に従つて当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員（条例で定める職員を除く。）が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失つた場合その他条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する場合（同条の条例で定める場合を除く。）その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

5 2
二十二
第一項
の規定
は、
適用
しない。
（略）

地方公務員法第

現 行

（特定法人の業務に従事するため退職した者の採用）

第十条 任命権者と特定法人（当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結された取決めに定められた内容に従つて当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員（条例で定める職員を除く。）が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失つた場合その他条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当する場合（同条の条例で定める場合を除く。）その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

5 2
二十二
第一項
の規定
は、
適用
しない。
（略）

地方公務員法第

○ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（地方公務員法の適用除外）	（地方公務員法の規定の読み替え適用等）

第九条 任命権者が第五条の規定により短時間勤務職員を採用する場合における地方公務員法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「非常勤職員」とあるのは、「非常勤職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された短時間勤務職員を除く。）」とする。

2 | 任命権者が第五条又は前条第二項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十八条の五第三項の規定は、適用しない。

改
正
案

現
行

（地方公務員法の特例）

（地方公務員法の特例）

第二十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について当該各号に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。

一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項の規定に基づく臨時的任用を行つていている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等に鑑み、同条第一項後段又は第四項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。

二・三（略）

前項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、用事でい

第二十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について当該各号に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第二十二条の二項又は第五項の規定に基づく臨時的任用を行つていている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等に鑑み、同条第二項後段又は第五項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。

二・三（略）

前項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、用事でい

人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第二十二条の三第一項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあつては、同条第一項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができます。ただし、前項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

6 5 3
・ 4 (略)

第一項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第二十二条の三第四項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあつては、同条第一項各号に掲げる場合に該当しないときはできない。）

人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第二十二条第二項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあつては、同条第二項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができます。ただし、前項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

6 5 3
・ 4 (略)

第一項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第二十二条第五項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあつては、同条第五項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができます。ただし、第一項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（附則第十八条関係）

(傍線部分は今回改正部分)

改 正 案	第五十条の二 (役員の退職管理)	(略)	第三十八条 第一項 の二第	(略)
改 正 案	第五十条の二 (役員の退職管理)	(略)	第三十八条 第一項 の二第	(略)
改 正 案	第五十条の二 (役員の退職管理)	(略)	第三十八条 第一項 の二第	(略)
改 正 案	第五十条の二 (役員の退職管理)	(略)	第三十八条 第一項 の二第	(略)
改 正 案	第五十条の二 (役員の退職管理)	(略)	第三十八条 第一項 の二第	(略)

（職員に係る他の法律の適用除外等）	（略）				職員若しくは	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	職員（臨時に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この節、第六十三条及び第六十四条において同じ。）若しくは職員（臨時に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この節、第六十三条及び第六十四条において同じ。）若しくは	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	職員（臨時に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十三条において同じ。）若しくは	（略）

（職員に係る他の法律の適用除外等）	（略）				職員若しくは	退職手当通算予定職員
	（略）	この条	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない設立団体における規則）をいう。	職員（臨時に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十三条において同じ。）若しくは	退職手当通算予定役員

第二十一条 条の四第 三項	(略)	3 2 二・三 (略)	一 地方公務員法第八条（第一項第四号及び第七項を除く。）、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三まで、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の六第三十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二十二年法律第一百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八条の二並びに第五十八条の三の規定
	(略)		
	(略)		
	(略)		

第一条 第二项 第二十二项	第二十一条 第三项及 第二项	(略)	人事委员会等
第二十二条 第一项	(略)	(略)	特定地方独立行政法人 の理事長
3 2	職員に関する地方公務員法の適用については、次の表 の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(略)	次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政 法人の職員（以下この条において単に「職員」という。 ）には適用しない。 く。）、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二 十三条の二第三項、第二十三条の四から第二十六条の 三まで、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の六 第三十一項において準用する場合を含む。）、第三十七 条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項 、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第 五十六条まで、第五十八条（同条第三項）中労働基準法 （昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び 第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八 条まで及び船員法（昭和二十二年法律第一百号）第八 九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害 補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）第二条第一 項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。 二・三 (略) （略）

4 5 6	（略）	四項	条の三第	第二十二	第二十二	
					人事委員会等	
					人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）	人事委員会等
					特定地方独立行政法人の規程	特定地方独立行政法人の理事長

4 5 6	（略）	（略）	第二十二	第二十二	
				人事委員会等	人事委員会等
				地方公共団体	地方公共団体
					特定地方独立行政法人

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第一条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法（附則第十九条関係）

改正案

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第三十六条

合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき、又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。

地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第五項中「費用弁償及び期末手当」とあるのは「及び費用弁償」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第
号）による改正後の規定

（合併特例区協議会の設置及び構成員）

合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。

7
地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中の「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第四十九条第二項第二号、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第五項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段、第二百四一条第一項及び第八項並びに第二百四十三条の二第一項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第三項及び第九項の合併特例区規則の合意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第四十九条第二項第二号、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第四項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段、第二百四一条第一項及び第八項並びに第二百四十三条の二第一項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第三項及び第九項の合併特例区規則の合意を得なければならない。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
(平成十九年法律第九十四号)

（傍線部分は今回改正部分）

		改 正 案
	(定義)	
	第二条 (略)	
一 (略) 二 (略)	四 (略) 三 (略)	一 (略) 二 (略)
<p>ホ いの二 (略)</p> <p>六 ワ (略) 額 (略)</p> <p>五 ハ (略) 六 ワ (略)</p>	<p>イ 体の職員 (地方自治法第二百四条第一項の者をい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担額) 第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区においては当該職員を除く。) の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額</p>	<p>イ 二 (略)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>イ 二 (略)</p>
	(定義)	
	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
	四 将来負担比率 地方公共団体のイからニまでに掲げる額の合算額がルからワまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値	
	一 (略) 二 (略)	

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

二第一昭る營織行政地方 号百年和法に及びの教育 六法三律関びす運組 十律十（）			(略)	11 2 10 (略) (略)	第十二条の三 (略)	(学校教育法等の特例)	改 正 案
一項 条の第四十七 属する学校			(略)				
同じ。国際に十二年法律第五号特別区域法 下教規條の第三百(平成二十年)二十七号 この学す第三百(平成二十年)二十七号 項校等特定項号 おい除公第 てく立三第十 たる学校(国家戦略 域法等の特例)			(略)				
二第一昭る營織行政地方 号百年和法に及びの教育 六法三律関びす運組 十律十（）			(略)	11 2 10 (略)	第十二条の三 (略)	(学校教育法等の特例)	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第 五一 号）による改正及び義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）による改正後の規定（平成二十九年四月一日施行予定）
一項 条の第四十七 属する学校			(略)				
同じ。国際に十二年法律第五号特別区域法 下教規條の第三百(平成二十年)二十七号 この学す第三百(平成二十年)二十七号 項校等特定項号 おい除公第 てく立三第十 たる学校(国家戦略 域法等の特例)			(略)				

12	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)

12	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)

○ 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）（附則第二十二条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	（平成二十九年四月一日施行）
（学校運営協議会の在り方の検討） 附 則 <p>第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるとするときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	（学校運営協議会の在り方の検討） 附 則 <p>第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるとするときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>